

家族のあゆみ信託

合同運用指定金銭信託(遺言代用型)

「家族のあゆみ信託(合同運用指定金銭信託(遺言代用型))」商品概要

あなたに万が一のことがあった時の対策はできていますか？

「家族のあゆみ信託」は、お客さまに相続が発生した際に、遺言書等によらず簡単な手続きでご家族等がスムーズにご資金を受け取ることができる遺言代用型の金銭信託です。
ご家族一人さまごとに受取方法や受取割合をご指定できるのでお客さまの想いも遺せません。



特徴 1
100万円からお申込みいただけます
お一人さま100万円以上3,000万円以下でお申込みいただけます。お客さまのご資金とニーズに合わせてご利用いただけます。

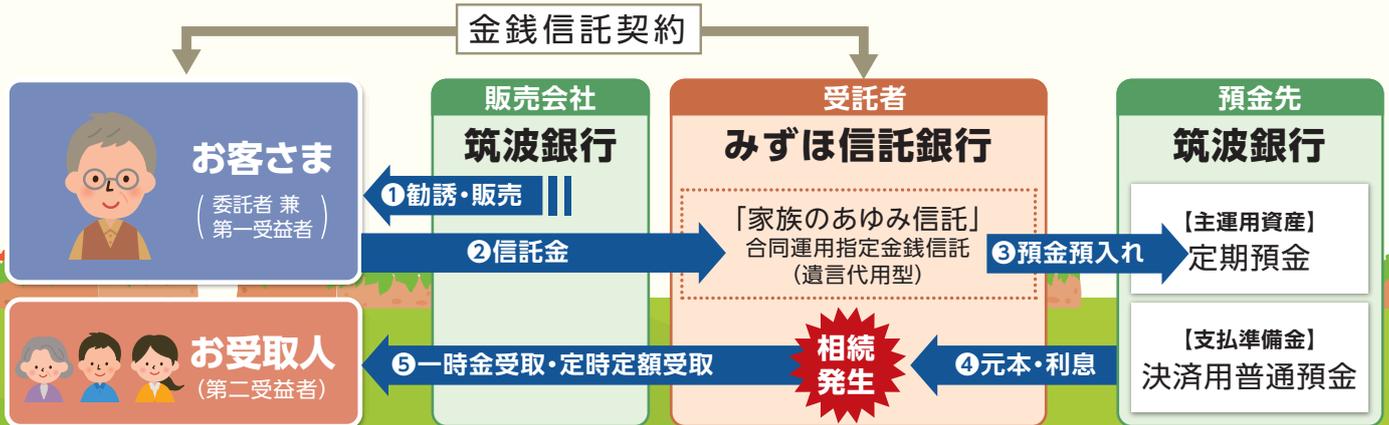
特徴 2
信託金は、主に筑波銀行の定期預金で運用します
みずほ信託銀行は、本商品にお申込みいただいた信託財産を合同して、主に筑波銀行の定期預金で運用します。

特徴 3
お客さまのご資金を信託銀行で管理・保全します
お客さまは、みずほ信託銀行と信託契約を締結していただき、ご資金は信託財産として、みずほ信託銀行が責任をもって管理・保全します。

ご利用いただける方	個人のお客さま(未成年の方を除く)
信託設定日	お申込日の翌月25日(銀行休業日の場合は当該日の前営業日となります)
信託期間満了日	信託設定日からお客さまがご指定した期間(5年～30年の期間から1年単位で指定)後に最初に到来する計算期日(毎年5月10日となります)。
信託期間	原則として、信託設定日(信託契約日)から信託期間満了日までとなります。
お受取人(第二受益者)	相続人となられる方(推定相続人)の中から、最大4名さままでご指定いただけます。
お受取方法	「一時金受取」「定時定額受取」の2つのプランの中から、ご家族一人さまごとの受取方法や受取割合をご指定いただけます。
追加信託	お申込金額の上限額(3,000万円)の範囲内で、お客さまによる追加信託が可能です。(受取人(第二受益者)による追加信託はできません。)

◆お申込みにあたっては、お客さまご本人によるお手続きが必要になります。(受取人の自署・捺印は不要)

仕組みとお受取方法



① 筑波銀行は、販売会社として本商品の勧誘・販売を行います。② お客さまからお預りする信託金は、筑波銀行を通じて、みずほ信託銀行(受託者)が受領します。③ 信託金受領後、筑波銀行を預入れ先として定期預金による運用を開始します。④ 本商品では、配当は税引後に信託元本に元加されます。⑤ お客さまがお亡くなりになった場合は、定められた方法(一時金受取・定時定額受取)により、信託財産を受取人に交付します。

お受取方法は、財産の受取人・受取方法・受取割合をお客さまの目的に応じてあらかじめ決めることができます。

一時金受取

ご家族がすぐにご資金を受け取ることができます。

こんな方におすすめ

- ◇ご自身の葬儀費用やご家族の納税資金をあらかじめご準備されたい方
- ◇ご自身の万が一に備え、ご家族の当面の生活資金をご用意されたい方

定時定額受取

ご家族が一定期間、定期的にご資金を受け取ることができます。

こんな方におすすめ

- ◇配偶者さまのための安定的な生活資金をご用意されたい方
- ◇お子さまの将来を長く支えていきたい方

本商品のご購入にあたりお客さまにご注意いただく点

重要事項

■本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。■本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、中途解約のお申し出があった場合は、解約（一部解約を含みます）に応じることがあります。■信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。■本商品のお申込みは、原則として取消すことができません。また、お申込みに関しては、クーリングオフ制度の適用ありません。

直接的にご負担いただく費用

申込手数料	信託金の引落時に申込金額の2%（税別）を信託金と一緒にお支払いいただきます。 なお、追加信託時には、追加信託お申込時の金額の2%（税別）を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒にお支払いいただきます。
解約手数料	解約手数料はかかりません。

間接的にご負担いただく費用（※）

信託報酬	信託報酬は、原則として計算期日（毎年5月10日）に信託財産の中からいただきます。 信託報酬は下記の計算式に基づき算出されます。 $\text{信託報酬} = \text{計算期間中の信託元本平均残高} \times \text{信託報酬率 } 0.10\% \times \text{計算期間中の日数} \div 365 \text{ (円未満切捨)}$ ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益（信託財産の運用収益等から費用等を控除した額）を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値（円未満切捨）を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。
その他信託財産にかかる費用	信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、信託財産の中から支払う場合があります。当該費用等は発生時まで確定しないため表示できません。

（※）信託財産の中から支払われる費用です。

税金について

- ◇受益者の収益金に関しては、20.315%（※）（国税15.315%、地方税5%）の税金が分配時に源泉徴収されます（本商品は、マル優制度の取り扱いはありません）。（※）課税上の取り扱いは、2017年6月1日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。
- ◇受取人（第二受益者）が受け取る信託財産は、相続税の課税対象資産となります。税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

本商品のリスクについて ◆本商品が元本割れとなる原因になり得る主なリスク要因は以下のとおりです。

信用リスク	運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元利金の支払が行われないことにより、配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。
金利変動リスク	市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じるおそれがあります。
流動性リスク	一時期に想定を超える大量の中途解約や相続発生による一時金の支払が発生するなど、支払準備のための資金が不足した場合、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。

●お申込みに関する留意点

◆本商品の信託財産は、相続発生後、遺言や遺産分割協議によらず受取人（第二受益者）に交付されます。お申込みにあたっては、相続人の方の遺留分を十分考慮いただき、信託金額をご決定ください。

◆本商品をお申込みの際は、お客さま（委託者）の責任において、受取人（第二受益者）へ本商品の第二受益者の指定を行う旨をご説明ください。お申込後、受託者（みずほ信託銀行）より受取人（第二受益者）に対して、契約内容を直接通知いたします。

◆本商品のお申込みをいただいた後、契約締結の可否については、受託者（みずほ信託銀行）にて最終的に判断いたします。契約の締結をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

●分配方法に関する留意点

◆本商品は、実績配当型の金銭信託です。本商品の分配水準は、計算期間中に信託財産が受け取る運用収益の状況をもとに決定されます。

●支払停止・強制終了

◆受託者（みずほ信託銀行）は約款に定める一定の事由が生じた場合、元本の償還を停止することがあります。さらに、必要があると認めた場合には、信託財産を換金処分のうえ各受益者に按分して交付し、信託を終了する手続きを行うことがあります。

●遺留分減殺請求時の取り扱いについて

◆お客さまの相続人から受取人（第二受益者）に対する遺留分減殺請求がなされている場合等の紛議が生じている場合は、紛議の解決を受託者（みずほ信託銀行）が確認できるまで、信託財産の交付は停止します。

※お客さまの相続人と受取人（第二受益者）との間で遺留分減殺請求がなされている場合等の紛議が生じている場合は、受取人（第二受益者）から受託者（みずほ信託銀行）への通知が必要となります。受託者（みずほ信託銀行）がその事実を知らずに、信託財産の交付を行ったためにお客さまの相続人、第二受益者他関係者に生じた損害については、筑波銀行および受託者（みずほ信託銀行）は一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

販売会社：株式会社筑波銀行

商号等	株式会社筑波銀行 関東財務局長（登金）第44号
本店所在地	〒300-0043 茨城県土浦市中央二丁目11番7号
設立年月日	1952年（昭和27年）9月15日
資本金	48,868百万円（2017年3月末現在）
主な事業	銀行業務、登録金融機関業務
加入金融商品取引業協会	日本証券業協会 ※販売会社は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会には加入していません。
販売会社の苦情処理措置および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
販売会社が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。

受託者：みずほ信託銀行株式会社

商号等	みずほ信託銀行株式会社
本店所在地	〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
設立年月日	1925年（大正14年）5月9日
資本金	2,473億円（2017年3月末現在）
受託者が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988
受託者が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。

詳しくはお近くの店頭窓口までお気軽にお問合せください。

遺代-0131-2-001

 筑波銀行
Tsukuba Bank